

第3回 教員の飲酒運転に対する処分の妥当性

星野豊(筑波大学准教授)

断が問題となる。本稿では、教員が飲酒運転に断が問題となる。本稿では、教員が飲酒運転において、相応の処分を受ける恐れがあることは、周知のことと思われる。しかしながら、時期及び地域を問わず飲酒運転がなお少なからず期及び地域を問わず飲酒運転がなお少なからずかれ、多数の検挙者が出ていることもまた事において、相応の処分を受ける恐れがあることは、周知のことと思われる。しかしながら、時間をであるかについて、管理者としての判慮むべきであるかについて、管理者としての判慮が問題となる。本稿では、教員が飲酒運転に動が問題となる。本稿では、教員が飲酒運転に

おれた、熊本地方裁判所平成18年3月27日判決・平成16年(行ウ)16号事件、及び、その控判決・平成18年(行コ)16号事件を取り上げ、判決・平成18年(行コ)16号事件、及び、その控
が酒運転に対する処分の基準のあり方について

あった。

中学校に勤務する教員である。

より検挙されたことに対する処分の妥当性が争

Y県においては、教職員による飲酒運転に基 がく処分例が後を絶たなかったことから、Y県 づく処分例が後を絶たなかったことから、Y県 づく処分例が後を絶たなかったことから、Y県 一本件指針」という)を変更し、知事部局による 「本件指針」という)を変更し、知事部局による 「本件指針」という)を変更し、知事部局による た。改正された本件指針では、「酒気帯び運転に よる人身事故を起こした職員は、免職又は停職と とする。」「上記以外の場合で、酒気帯び運転をし をする。」「上記以外の場合で、酒気帯び運転をし た職員は、停職とする。」との各規定があったほ か、「重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、 か、「重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、 った職員は、減給又は戒告とする。」との規定が

Xは、平成15年11月中旬頃、平均的な睡眠時間を2―3時間しか取れていない勤務状況の中で、人権学習公開授業の担当者として急きょ指でが、人権学習公開授業の担当者として急きょ指連がた後に、生徒の成績や名簿等を保存して自赴いた後に、生徒の成績や名簿等を保存して自赴いた後に、生徒の成績や名簿等を保存して自

高

いものといえる。さらに、本件第1酒気帯び

長であるCらに直ちには告げなかった。(以下、「本件紛失」という)が、このことを校件MO」という)を紛失しているのを発見した

たが、 県D市において前記公開授業を実施し、 取を受けた後、警察官によって前記入浴施設ま そしてXは、宴会終了後、飲酒していたにもか 宴会に出席していたが、宴会の最中、前記の入 受けた 飲酒運転について、罰金計50万円の刑事処分を に飲酒運転の現行犯として検挙され、 仮眠の後、 の手配ができなかったことから、2時間程度の で送ってもらい、本件MOを拾得者より回収し 検挙された。その後、Xは、警察による事情聴 で警察の検問を受け、 かわらず、自家用車でB市に向かったが、途中 て本件MOを受け渡す旨の約束を取り付けた。 ったとの連絡を受け、同日深夜に同施設におい 浴施設から、 に同市において開催された「反省会」と題する 同時間帯が深夜にかかり、 (以下、「本件飲酒運転」という)。 同月21日、 再び運転を行ったところ、再度警察 本件MOについて拾得の届出があ B市から約20キロ離れたY 飲酒運転の現行犯として 運転代行業者 計2件の 同日夜

Xから上記について報告を受けたCらにより、本件に関する事情聴取が行われ、Y県教委は、本件飲酒運転が一夜のうちに2度にわたった合わせ、Xの行為は県職員全体の信用を著しを合わせ、Xの行為は県職員全体の信用を著しく傷つけたとして、Xを懲戒免職処分に付したく傷つけたとして、Xを懲戒免職処分に付したく傷つけたとして、Xを懲戒免職処分に付した

した事案である。 本件は、XがY県教委に対し、本件処分が違

第一審である熊本地裁は、

次のように判示し

び運転に及んだことからすると、その非違性はで、Xの請求を棄却した。

運転は宴会終了直後になされていること、及び本件第2酒気帯び運転は本件第1酒気帯び運転 体行業者に電話し、代行運転を拒否された直後 代行業者に電話し、代行運転を拒否された直後 になされたものであることからすると、本件酒 になされたものであることからすると、本件酒 になされたものであることからすると、本件酒 が悪転は宴会終了直後になされていること、及び

は、 場合、 2 や新聞紙上を通じて教職員が飲酒運転を行った である。」 は、 の長距離飲酒運転した上、警察に一度検挙され ながら再び酒気帯び運転を敢行したXの態度 を明らかにしていた折から、高速道路等を相当 ったものであり、 Y県教職員に対する県民一般の信頼を裏切 「Y県教委が、平成15年10月15日以降、 軽々に評価することはできないというべき 知事部局より重い処分を課すという方針 かかるXの行為に対する責任 通達

ことはできない。」

るとして取り消した。のとおり判示し、本件懲戒免職処分を違法であのとおり判示し、本件懲戒免職処分を違法であこれに対して、控訴審である福岡高裁は、次

うべきである。」 に、はじめてその相当性が肯定されるものとい の地位にとどめ置くことを前提とした懲戒処分 総合考慮した上で、なお当該職員を職員として に至るまで、当該職員をめぐるあらゆる事情を 機及びその後の経過をはじめ日ごろの勤務実績 のものの行状はもとより、それに至る経緯、 て免職を選択するについては、当該非違行為そ る非違行為が複数あった場合に〕加重処分とし ばともかく、〔規定上停職に当たるとされてい 違行為自体が免職に相当するという場合であれ れ以上ない厳しい処分なのであるから、当該非 分を失わせ、職場から永久に放逐するというこ (すなわち停職以下) では足りないという場合 「免職処分は、当該職員の職員としての身 動

② 本件におけるXの飲酒運転が、従前の疲労

本件飲酒運転及び本件紛失についてはXは自ら

当量の飲酒を行うことが予測されていた状況の 下で行われたことからすると、強い非難に値す 下で行われたことからすると、強い非難に値す であることからすれば、教師としてのXに対す であることからすれば、教師としてのXに対す であることからすれば、教師としてのXに対す って、Xの責任は極めて重いというべきであ って、Xの責任は極めて重いというべきであ る。また、本件MOの紛失についても、本件飲 る。また、本件MOの紛失についても、本件飲 る。また、本件MOの紛失についても、本件飲 る。また、本件MOの紛失についても たと言われても仕方がなく、この点についても たと言われても仕方がなく。

とさえいっても過言ではない。」

③ しかしながら、本件の事実関係からすれば、本件飲酒運転は偶発的な事情の下に行われば、本件飲酒運転は偶発的な事情の下に行われば、本件飲酒運転はの常習性が認められる事情があるわけでないこと、本件飲酒運転に際して物損及び人身事故が発生していないこと、本件の事実関係からすれ

管理者に申告しているという、Xに有利な事情管理者に申告しているという、Xに対する教師としての資質、能件紛失を除けば、Xは、教師としての資質、能力、意欲及び勤務態度のいずれの点においても力、意欲及び勤務態度のいずれの点においてもろY県教委にとって有為な人材の一人であったろY県教委にとって有為な人材の一人であったろY県教委にとって有為な人材の一人であったろY県教委にとって有為な人材の一人であったろY県教委にとって有為な人材の一人であった

③ 「以上の諸事情を総合的に考慮するならば、※ 重きに失するものといわざるを得」ず、「違ぎ、重きに失するものといわざるを得」ず、「違ぎ、重きに失するものといわざるを得」ず、「違い」の諸事情を総合的に考慮するならば、

(5) なお、「懲戒処分のような不利益処分、なかに十分意を用いるべきであって、中でもその時に十分意を用いるべきであって、中でもその中核である弁明の機会については例外なく保障中核である弁明の機会については例外なく保障中核であるが、「本件処分に先立ち、C校長、E教育長及びが、「本件処分に先立ち、C校長、E教育長及びが、「本件処分に先立ち、C校長、E教育長及び件紛失について事情聴取を数度行っていること件紛失について事情聴取を数度行っていること件紛失について事情聴取を数度行っていること件紛失について事情聴取を数度行っていること

るを得ない。」 ば、 おいても重大な問題を含んでいるものといわざ の機会が与えられた形跡はない。」「そうであれ のとはいえない。また、そのほかに、Xに弁明 であって、Xに対して弁明の機会を付与したも る側の必要からする事実調査の域を出ないもの 本件処分は、 適正手続の保障という意味に

のの、 があるかが争われた事案である。

る (最高裁平成19年7月12日決定・平成19年 決定を行ったため、 的事案に対する判断を行うことなく上告不受理 上告受理申し立てをしたが、最高裁判所は具体 (行ヒ) 50号事件)。 なお、この控訴審の判断に対してY県教委は 控訴審の判断が確定してい

3

あったことから、 なった事情が、生徒の情報を含むMOの紛失で 期待されていた教員が、一夜のうちに2度にわ たって飲酒運転で検挙され、かつ、その原因と 本件は、 勤務成績が優秀であるとして将来を 県教委が懲戒規定に定めた基

> 準を越える処分を行ったことに、 法的な妥当性

び社会的に明らかな不利益を及ぼすことが明ら 関する手続と比べれば厳格でない部分があるも 分内容が明確に規定されていることが必要であ 確に規定され、 かである以上、処分の対象となる非違行為が明 るとされている。 組織内における処分については、 処分される者に対して法的、 かつ、当該非違行為に対する処 経済的、 刑事処分に 及

なものである。

た、 は、 であると考えられている。 握することはもちろん、処分の対象となる者に に著しい格差があってはならないことも、 えることが必要であると考えられている。 対して、自己に有利な事情を弁明する機会を与 また、非違行為に対する処分を行うに際して 他の同種の非違行為と比べて、処分の軽重 当該非違行為に対する事実関係を明確に把 当然 ま

能性があるわけであるが、本件は、 ついては、 たとされ、 従って、 裁判所により処分が取り消される可 処分権者による裁量権の濫用があっ 以上の要件を充たしていない処分に 本件指針上

> 「免職」とは規定されていない、事故を伴わない 技」として、より重い処分を下すことができる て複数生じた場合について、 飲酒運転及び本件MOの紛失が、 かが争われたものであり、事案としてやや複雑 いわゆる「合わせ 同一人につい

がら、 様が悪質であることを強調し、本件処分に裁量 やや難しくなっている。 は、 権の濫用はないと判断したのに対し、 点では共通しているため、 考慮したうえでの「実質的判断」を行っている として本件処分には裁量権の濫用があると判断 務成績等をも含めて「総合考慮」を行い、結論 しており、 前記のとおり、 本件に関する諸事情のほか、Xの従前の勤 両判決とも、 結論自体は正反対である。しかしな 第一審は、 本件に関する具体的事情を 以下のとおり解釈が 本件飲酒運転の態 控訴審

難な筈であり、 針を基に免職処分を行うことは、 ていない以上、 い飲酒運転に対する処分として免職が規定され すなわち、本件指針において、事故を伴わな いかに態様が悪質でも、本件指 第一審のように、本件飲酒運転 常識的には困

が近接した時間に連続して行われたことをもっ

他方、処分の妥当性は当該非違行為の態様に他方、処分の妥当性は当該非違行為の態様についても、疑問の余地が生じないではない。についても、疑問の余地が生じないではない。軽重を分けるべき判断基準として重視すること軽重を分けるべき判断基準として重視すること軽重を分けるべき判断基準としての優秀さを処分の病性を傷つけたことにあるのであれば、従前優務であると評価されていた職員が非違行為を行った場合の方が、より大きく職員全体に対するった場合の方が、より大きく職員全体に対するった場合の方が、より大きく職員全体に対するった場合の方が、より大きく職員全体に対するった場合の方が、より大きく職員としての優秀さを処分の信頼を傷つける可能性があると言えなくもないからである。

る処罰感情がどの程度高いかによっても、本件このほか、社会全体における飲酒運転に対す

会全体において飲酒運転に対する非難が強まる

用されるようになっていることからすれば、

社

処分の妥当性に対する評価は変わってくること処分の妥当性に対する評価は変わってくることとなる。現に、本件処分の後である平成18年8月に福岡県で発生した、県職員による飲酒運転転落した車内で溺死した事件を受けて、飲酒運転に対する各組織における処分基準は、公務員転に対する各組織における処分基準は、公務員を比較しても極めて重く扱われるようになったことは、広く知られているところである。

さらに、公共交通機関が発達した一部の大都 さらに、公共交通機関が発達した一部の大都 さらに、公共交通機関が発達した一部の大都 さらに、公共交通機関が発達した一部の大都 さらに、公共交通機関が発達した一部の大都 さらに、公共交通機関が発達した一部の大都 さらに、公共交通機関が発達した一部の大都

ついて、改めて検討すべき状況が生じていると状況下における、教職員の「親睦」のあり方に

考えることもできるであろう。

Ļ と考えられる。 させないための検討が、さらに必要となるもの 基準が、各組織の自律性や社会全体の動向を反 評価がかなり分かれるものと思われる。ただ 断が分かれたことから明らかな通り、人により 処分の妥当性については、本件での裁判所の判 の良し悪し」という道徳的に誤った見方を生じ なる可能性が次の問題となるわけであり、 映して変化することに伴い、同一ないし類似し の意味では、本件指針を含む各種の懲戒処分の 地は、ほとんどなかったものと想定される。そ れていた場合には、本件処分の妥当性を争う余 に、同規定が「停職又は免職」とする旨規定さ 免職とする旨の規定がなかったためであり、仮 指針において事故を伴わない飲酒運転について 分を免れることとなったのは、何よりも、本件 た事案相互間の処分の均衡が、事実上図れなく 以上のことからすれば、Y県教委による本件 本件において、結果としてXが懲戒免職処 運